

会議の公開に関する規程

平成 29 年 4 月 17 日 会長決定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、神戸市人と猫との共生推進協議会（以下「協議会」という。）の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第 2 条 協議会の定例会議は公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事項を審議、決定する場合であつて、会議の一部又は全部を非公開とする旨の議決をしたときは、この限りでない。

- (1) 神戸市情報公開条例（平成 13 年 7 月条例第 29 号）第 10 条各号のいずれかに該当すると認められる情報を含む事項
- (2) 繁殖制限実施区域に関する情報であつて、公にすることにより支障が生じるおそれがある事項
- (3) 構成団体の加入、退会及び除名並びに協力者の登録の取消しについての審議
- (4) その他公開することにより公平かつ円滑な審議の支障となる事項

(傍聴人)

第 3 条 傍聴人の定員は 10 人とする。ただし、会長が特に必要と認める場合は、別に定員を定めることができる。

(会議の開催の周知)

第 4 条 定例会議の開催にあたっては、原則として開催日の 7 日前までに、協議会のホームページ（以下「ホームページ」という。）において、開催日時、開催場所、議題及び傍聴の可否その他必要な事項について周知するものとする。

(傍聴の手続き)

第 5 条 傍聴をしようとする者は、あらかじめ会長に申し出て、傍聴券の交付を受けなければならない。

- 2 傍聴をしようとする者が当該定例会議の傍聴人の定員を超える場合は、抽選により、傍聴券の交付を受ける者を定めるものとする。
- 3 傍聴券の交付を受けた者は、事務局の職員に当該傍聴券を示し、その指示に従わなければならない。
- 4 前 3 項の規定に関わらず、市会関係者、報道関係者等で会長が認めるものは、定例会議を傍聴することができる。

(傍聴できない者)

第 6 条 次の各号にいずれかに該当する者は、定例会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器その他人に危害を加えるおそれのある物品を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 貼紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりその他これらに類似する物を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他これらに類似する物を持っている者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある者

(傍聴人の守るべき事項)

第 7 条 傍聴人は、事務局の職員の指示に従うとともに、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 定例会議における発言に対して、批判を加え、又は公然と賛否を表明する行為をしないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑い、その他これらに類する行為をしないこと。
- (3) はち巻き、腕章、ゼッケン等をせず、その他示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 閲覧用の会議資料を持ち帰らないこと。
- (7) 携帯電話等を使用しないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(撮影等の禁止)

第 8 条 傍聴人は、定例会議において写真、動画等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第 9 条 傍聴人は、定例会議を非公開とする旨の議決があったときは、退場しなければならない。

(違反に関する措置)

第 10 条 傍聴人がこの規程に違反したときは、会長は当該傍聴人を制止し、その指示に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

(会議録)

第 11 条 会長は、定例会議の会議録を作成する。

2 会議録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開会及び閉会の年月日時
- (2) 会議に出席した者の職氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) 議決事項
- (5) その他会長が必要と認める事項

3 定例会議の会議録及び会議資料は、第 2 条各号のいずれかに該当すると会長が認める事項を除き、ホームページにおいて公開する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 17 日から施行する。

(参考) 神戸市情報公開条例

第 10 条 (公文書の公開義務)

実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 特定の個人が識別され、若しくは識別されうる情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって次に掲げるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められる情報（いずれの場合も、人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。）
 - ア 公にしないことが正当であると認められるもの
 - イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で個人から任意に提供されたもの
- (2) 法人その他の団体（国並びに地方公共団体及び市が設立した地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの（人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められるものを除く。）
 - ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの
 - イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (3) 公にすることにより、人の生命、身体若しくは健康の保護又は生活の安全の確保に支障を生じ、又は生じるおそれがあると認められる情報
- (4) 実施機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が著しく損なわれ、市民の間に著しい混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすと認められるもの
- (5) 実施機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げる支障を生じると認められるものその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を生じると認められるもの
 - ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を著しく困難にし、又は違法若しくは不当な行為を著しく容易にし、若しくはその発見を著しく困難にするもの
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市若しくは市が設立した地方独立行政法人又は国若しくは他の地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を著しく損なうもの
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行に著しい支障を生じるもの
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を生じるもの
 - オ 市若しくは市が設立した地方独立行政法人又は国若しくは他の地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を著しく損なうもの
- (6) 法令若しくは条例若しくは神戸市会会議規則（昭和 31 年 10 月 20 日市会議決）の定めるところにより、又は法律若しくはこれに基づく政令による明示の指示（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条第 1 号へに規定する指示その他これに類する行為をいう。）により、公にすることができないと認められる情報